

令和 2 年第 7 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年7月20日（月）午後2時

2 場 所 多治見市役所 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
選第 1号	臨時議長の選出について	1件
選第 2号	多治見市農業委員会会長の互選について	1件
選第 3号	多治見市農業委員会会長の職務代理の互選について	1件
選第 4号	多治見市農業振興推進協議会委員の推薦について	1件
議第 20 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	2件
議第 21 号	農地法第5条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	2件
報告第13号	農地法第 18 条第 4 項及び同法施行規則第 68 条の規定による通知に関する専決受理の報告について	1件
報告第14号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について	4件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	

7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	
15	梶田 達行	
16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	

令和２年７月２０日１３時３０分より４階会議室にて市長から辞令交付を行う。
辞令交付終了後同室にて農業委員会総会を開催する。

事務局長 ただいまより、令和２年第７回農業委員会総会を開会する。

本日は農業委員の任期満了に伴う農業委員会法改正後初の第１回目の総会となる。したがって、農業委員会等に関する法律第２７条の規定に基づき市長が招集した。正式な議席が決まるまで仮議席となる。進行は議長が決まるまで事務局が行う。

委員 各農業委員自己紹介

事務局 事務局担当者自己紹介

（くじにより、委員の議席番号が決定）

事務局 多治見市農業委員会会議規則第４条により、議席の決定はくじで定め番号を付けることになっている。用意したくじ棒を立会人の前で引き、その棒に書いてある番号が本議席の番号となる。誤って２本以上引いた場合は無効として再度引き直しとなる。質問があれば挙手願う。

（挙手なし）

事務局 立会人は現在の議席１番委員と２番の委員にお願いします。初めにくじ箱の中身が空であることの確認と、くじ棒の番号が１～１７であることの確認を

願います。

(立会人、両方の確認)

事務局 仮の席 1 番の委員から順番にくじ引きを行う。

(委員、くじ引き)

事務局 決定したので、順番に読み上げる。1 番玉木芳幸委員、2 番長江あさみ委員、3 番山内晃三委員、4 番伊藤明石委員、5 番市原勝美委員、6 番坂崎寛治委員、7 番右高一朋委員、8 番若尾武彦委員、9 番河地友次委員、10 番鈴木隆委員、11 番富田良一委員、12 番若尾茂委員、13 番久野孝好委員、14 番加納洋一委員、15 番梶田達行委員、16 番東一二美委員、17 番日比野敏夫委員に決定した。

委員 (議席番号順に着席)

事務局 本日は 17 名中 17 名の全員出席。従って、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会は成立する。

議事の決定については議長が不在となっているので、「選第 1 号 臨時議長の選出について」を上程する。

多治見市農業委員会会議規則第 3 条の規定で、農業委員会会長が議長となり議事を進行することになっているが、本会は改選後初の総会のため会長及び職務代理者の選出がされていない。選出されるまでの間、地方自治法第 107 条臨時議長の規定に準用して農業委員出席者の最年長者、加納洋一委員を臨時議長として選出してよろしいか。

委員 (異議なし)

事務局 それでは、加納洋一委員を臨時議長として選出する。

(臨時議長、議長席移動)

臨時議長 審議に入る。「選第 2 号 多治見市農業委員会会長の互選について」を上程する。事務局より説明願う。

事務局 農業委員会等に関する法律第 5 条第 1 項では農業委員会に会長を置く

と規定され、第2項では「会長は、委員が互選した者をもって充てる」となっていることから議案とした。

臨時議長 会長の互選はどのような方法で選出したら良いか。

委員 (議長一任)

臨時議長 議長一任ということで、はじめに立候補により、立候補がなければ会長を選ぶ選考委員を選出し決定することとする。

委員 (異議なし)

臨時議長 まず、会長立候補者は挙手願う。

(立候補者 挙手なし)

臨時議長 挙手がないため、会長推薦の意見はあるか発言を求める。

7番 長い間農業委員の経験もある加納委員を推薦する。

臨時議長 私、加納委員の推薦があつたが、他にないか。

委員 (異議なし)

臨時議長 意見がないので、挙手により決定する。私、加納洋一委員を農業委員会会長として賛成の委員は挙手願う。

委員 (全員挙手)

臨時議長 全員挙手により、私、加納洋一委員を農業委員会会長に決定し、選第2号を終了する。

議長 (会長あいさつ)

議長 議事を再開する。「選第3号 多治見市農業委員会会長の職務代理の互選について」を上程する。事務局より説明願う。

事務局 農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」とあることから、上程する。

議長 互選となっているが、どのように選出したら良いか。

委員 (議長一任)

議長 議長一任との声があったが、議長からの指名で良いか。

委員 (異議なし)

議長 異議がないので、会長の職務代理者に坂崎寛治委員を指名する。賛成の委員は挙手願う。

委員 (挙手多数)

議長 挙手多数により、会長の職務代理者に坂崎寛治委員を決定する。

職務代理者 (あいさつ)

議長 次に「選第 4 号 多治見市農業振興推進協議会委員の推薦について」を上程する。事務局より説明願う。

事務局 多治見市農業振興推進協議会設置条例第 3 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、市長が多治見市農業振興推進協議会委員に農業委員会委員を委嘱するため、推薦の依頼があった。本協議会は農業振興地域の農用地除外等の協議機関のひとつであり、年 1 回、2 月頃開催。協議会委員 15 人のうち農業委員会会長及び委員 6 名、併せて 7 名の推薦依頼があるので、その選出を協議願う。委員の選出にあたっては、農業振興地域担当の委員及び女性委員の推薦要望があり、これに配慮願う。また、本委員は平成 30 年 12 月 11 日から令和 3 年 12 月 10 日までの 3 年間の任期中であり、農業委員の改選により退任された委員の残任補充をするもの。

議長 どのように推薦するか。

委員 （意見なし）

議長 意見がないので、議長からの指名で良いか。

（異議なし）

議長 それでは会長である私加納洋一と、農振地域の委員として、小泉地区で坂崎寛治委員、根本地区で若尾茂委員は再任、南姫地区で市原勝美委員及び鈴木隆委員、池田南地区で河地友次委員、女性委員として長江あさみ委員の以上 7 名を多治見市農業振興推進協議会委員として推薦して良いか。賛成の委員は挙手願う。

（挙手多数）

議長 挙手多数により、多治見市農業振興推進協議会の推薦は決定する。

議長 本題に入る。議第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程する。議第 20 号について事務局より説明願う。

事務局 2 件

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地、■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■。土地は大原町 3 丁目■■番、畑、農振農用地、952 m²、■■番、田、現況畑、農振農用地、126 m²、計 1,078 m²。譲受人は作業受託で農業従事しており、申請地では一般野菜を栽培予定している。

申請番号 2 賃貸借権移転。賃貸人、■■市■■■■■■番地の■■、■■■■■■。賃借人、■■■■市■■■町■■■番地の■■、■■■■■■。土地は大針町五反田■■番■■、田、農振農用地、894 m²、■■番■■、田、農振農用地、529 m²、計 1,423 m²。1 月から賃借人がハウスで観葉植物のポット栽培をしている。

議長 それでは議第 20 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

6 番 申請番号 1 について。譲渡人は父親が亡くなるまで大原町に住んでいた。前回の総会でも大原町で土地を取得している。2 ヶ月前から耕作し始め、荒地だった桑畑の残りやススキを取り除き、畑を整え野

菜を作っている。農地が戻されることは大変結構だ。水路をかまう時は、所有者と相談するようにいいました。

17 番 申請番号 2 について。すでにハウスが建ち、栽培が始まっている。若く、青年といえる方がハウスに投資をし、さらにもう 1 棟ハウスを建てる計画もある。やる気が十二分にあり、充分にやっていただきたい。新たな担い手として行政からも支援をしてもらいたい。

5 番 譲受人が今回新たに耕作する場合、1 反ほどの面積で所有権移転ができるのか。

事務局 多治見市内の農地は、譲受人の耕作面積が所有権移転後 1 反以上になれば売買できる。

議長 申請番号 2 の■■■さんは何を栽培しているか。

17 番 台を設置し、ポットで植物を栽培している。水道がなく、引込費用が高いため、タンクで水を持参している。観葉植物栽培のため水は少なくても良いとのこと。これから長く続けるにも、農協さんにも協力をお願いしたい。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 20 号について採決を行う。議第 20 号について、賛成の委員は挙手願う。

(挙手多数)

議長 挙手多数により、議第 20 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 21 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見ついて」を上程する。議第 21 号について事務局より説明願う。

事務局 2 件

申請番号 1 使用貸借権。使用貸人、■■■市■■■町■■■丁目■■■番地、■■■。使用借人、■■■県■■■市■■■町■■■丁目■■■番地の■■、■■■。土地は大原町 3 丁目■■■番■■、畑、294 m²。転用目的は自己住宅。

親の土地に子が家を建築。

申請番号 2 使用貸借権。使用貸人、■■■市■■町■丁目■■番地、■■■■。使用借人、■■■市■■町■丁目■■番地の■、■■■■■。土地は赤坂町 8 丁目■■番■、田、247.3 m²、■■番■の一部、田、現況雑種地、315 m²のうち 127.2 m²、計 374.5 m²。転用目的は一般個人住宅の建築。使用借人は使用貸人の孫。

議長 それでは議第 21 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

6 番 申請番号 1 について。使用貸人は申請地の他に田を持っているが、いずれにしろ農振地域の農地である。申請地付近は使用貸人の農地で、その一部を子の住宅として使用するもの。申請内容に支障はない。

7 番 申請番号 2 について。上の方で今も水稻をされている。下水はありますが、雨水排水については傾斜があるため、東西の水路へ流す対策を行ってもらえれば問題ない。

事務局 2 件とも、農振農用地からは外れている。申請番号 2 については先月に農振除外の許可が出たもの。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 21 号について採決を行う。議第 21 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 21 号は承認することに決定する。

議長 次に報告事案に入る。報告第 13 号農地法第 18 条第 4 項及び同法施行規則第 68 条の規定による通知に関する専決受理の報告について」を上程する。報告第 13 号について事務局より説明願う。

事務局 農地法第 3 条の賃貸借に関する解約。申請番号 1、賃貸人、■■■市■■町■丁目■■番地、■■■■、賃借人、■■■市■■町■丁目■■番地、■■■■■。土地は喜多町 4 丁目■■番地、田、現況畑、231 m²。親子関係であり、この後の報告第 14 号申請番号 3 における転

用の申請に関連し、解約の申請があったもの。

議長 報告第 13 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

(挙手なし)

議長 発言がないので、報告第 13 号の報告を終了する。

議長 次に、報告第 14 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報告第 14 号について説明願う。

事務局 4 件

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■市■■■区■■■町■■■丁目■■■番地の■■■の■■■、■■■。譲受人、名古屋市千種区千種 3 丁目 7 番地の 10、協和地所株式会社。土地は宝町 4 丁目■■■番、田、現況宅地、211 m²。転用目的は隣接地と合わせての資材置場。昭和 49 年に住宅で転用許可あり。

申請番号 2 使用貸借権。使用貸人、■■■市■■■町■■■丁目■■■番地、■■■。使用借人、多治見市市之倉町 2 丁目 231 番地、有限会社日富。土地は市之倉町 2 丁目■■■番、畑、現況宅地、36 m²、■■■番、畑、現況宅地、130 m²、■■■番、畑、現況宅地、79 m²、■■■番、畑、現況宅地、66 m²、■■■番、畑、現況宅地、26 m²、■■■番、畑、現況宅地、109 m²、■■■番、畑、現況宅地、26 m²、■■■番、畑、現況宅地、79 m²、■■■番、畑、現況宅地、59 m²、計 9 筆 610 m²。転用目的は工場用地。既に工場が建っているため始末書提出。使用貸人個人から使用貸人経営の法人へ貸借する申請。

申請番号 3 使用貸借権。使用貸人、■■■市■■■町■■■丁目■■■番地、■■■。使用借人、■■■県■■■市■■■町■■■番地の■■■、■■■。土地は喜多町 4 丁目■■■番地、田、現況畑、231 m²。転用目的は住宅建設。双方は親族関係、報告第 13 号申請番号 1 での賃貸借解約を受け申請を行うもの。

申請番号 4 所有権移転。譲渡人、■■■市■■■町■■■番地の■■■、■■■。譲受人、■■■市■■■町■■■番地の■■■、■■■。土地は笠原町厩ヶ洞■■■番、田、419 m²、■■■番、田、198 m²、■■■番、田、16 m²、計 633 m²。笠原自動車の駐車場として利用

するが、隣接する敷地との高低差がかなりある。

議長 報告第 14 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

6 番 資料の写真に写っている建物がなかったが、3 ヶ月以内に撮影したとかの決まりがあるのか。

事務局 基本的には、申請後に担当者が現地確認して撮影しているものを総会に出しているもので、1 ヶ月以内くらいと考えてよい。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので報第 14 号の報告を終了する。その他議案以外で意見があれば挙手願う。

17 番 議事録がホームページに挙がっていない。

事務局 3 月までは明日、4 月以降は次回総会までに掲載する。

6 番 前回の総会の議題にあった小泉小学校北側の農地でイノシシ被害があったが、さらに広がっている様子。他市の取り組みなども参考に対策をする考えが必要。

5 番 転用が可能なのは 100 坪と聞いたことがあるが、基準はあるか。

事務局 何人で居住するのか、何を収容するための農業用施設かの転用計画を審議するため、1 反全部が転用できるというわけではない。また、何㎡ならいいと前もって決められた面積の基準もない。

7 番 相続した後手入れなく荒れている農地があり、環境がよくない。

議長 冬は火災を防ぐため消防からも通知するが、解決しにくい。空き家条例での規制もあるが事例は少ない。荒廃地について消防に報告して、対応を協議できないか。

17 番 農業委員会でできることを考える必要がある。

事務局 文書を送って通知を行うことは可能です。

議長 他に発言はないか。発言がないので、以上をもって本日の議案を終了する。
本総会の議事録署名委員は、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項により、
議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、1番の玉木芳幸委員及び2番の長江あさみ委員の両名を議事
録署名委員に指名する。その他、事務局方で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回の総会開催日は、8月26日水曜日の午後2時から。場所は本庁舎
4階会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 4 時 00 分)

事 務 局

事務局長	岩田	卓也
課長代理	柳生	芳憲
総括主査	吉田	寛
主 査	安保	博之
主 査	玉山	永恵

令和 2 年 7 月 20 日

議事録署名

1 番

2 番

議長